

平成 27 年度事業計画書

自：平成 27 年 4 月 1 日

至：平成 28 年 3 月 31 日

公益財団法人 放射線計測協会

目 次

平成27年度事業計画書	1
I 事業概要	1
II 事業内容	2
1. 調査・試験研究及び技術開発	2
2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測	2
3. 研修・普及	3
III 事業の実施.....	3

平成 27 年度事業計画書

I. 事業概要

公益財団法人 放射線計測協会（以下、協会と記述）は、放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の利用開発の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与している。

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、福島原発事故と記述）以降、原子力・放射線利用を円滑に進めるためには、施設、作業環境等における一層の安全確保に努め、社会からの信頼を回復することが不可欠となっている。こうした背景において、放射線計測を所掌する当協会には、信頼性の高い放射線計測技術の浸透と放射線計測の正しい知識の普及に係る活動を、原子力・放射線関連分野のみならず広く社会を視野に入れて推進していくことが求められる。

平成 27 年度は、当協会の公益目的事業「放射線計測の信頼性確保に係る事業」における以下の業務を実施し、原子力・放射線利用における放射線安全の確保に資するとともに、放射線計測に係る技術的基盤の構築に貢献していく。

「放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発」の業務では、放射線標準の移行に係る技術的整備を継続的に実施する。また、福島原発事故に関連した放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発を引き続き実施する。

「放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測」の業務では、放射線計測に関する専門的知識・技術に基づき、品質の高い校正サービスを提供する。また、試料中放射能の分析・測定、放射線管理計測等の業務を通じて、原子力・放射線施設等の放射線安全確保に寄与する。さらに、福島原発事故に関連した放射線計測器の信頼性確保を適切に進めるとともに、必要な放射線及び放射能測定を積極的に実施する。

「放射線計測に係る研修及び普及」の業務では、放射線計測の専門的知識を活用した定期講座、放射線教育及び知識の普及活動を実施し、原子力・放射線の利用開発における安全・安心に繋げる。さらに、福島原発事故に関連して必要とされる放射線計測の教育を引き続き行う。

Ⅱ．事業内容

1. 調査・試験研究及び技術開発

放射線計測の信頼性の向上に資するため、放射線計測に係る調査・試験研究、技術開発等を行うとともに、得られた成果を積極的に公開し、情報の提供を行う。

- イ．国、地方公共団体、一般企業等からの放射線計測に係る幅広いニーズを捕らえて、調査・試験研究及び技術開発を行う。
- ロ．放射線計測技術の向上並びに放射線標準の供給に必要な試験・技術開発を行う。特に、中性子測定器の校正については計量法に基づく校正事業者登録認定制度(JCSS)に係る認証取得に向けた作業を進める。
- ハ．福島原発事故に関連して必要とされる技術開発及び汚染地域の環境放射線調査に引き続き対応する。

2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測

原子力・放射線関連機関、地方公共団体、一般企業等が所有する放射線測定器の校正を行うとともに、線量(率)測定及び各種試料の放射能分析・測定を通じて信頼性の高い計測データを提供する。

- イ．放射線標準施設、研究炉施設等を利用して、放射線測定器の品質の高い校正業務(放射線測定器の点検・校正、線量計素子等の基準照射及び放射線測定器の特性試験)を行う。
- ロ．JCSSに基づく校正証明書の発行を行うとともに、JCSS事業の普及に努める。また、実用放射線測定器に対するJCSS校正サービスを積極的に行う。
- ハ．放射線計測の専門的技術を活かして、原子炉施設、放射線施設等における放射線管理試料、環境試料等の放射線(能)測定を行う。また、放射線計測に係る一般からの依頼に的確に対応する。
- ニ．福島原発事故に関連した放射線計測の信頼性を確保するため、放射線測定器の校正(簡易放射線測定器の校正を含む)、各種試料の放射能測定、環境放射線測定などに積極的に取り組む。
- ホ．放射線管理に係る計測の専門的知見と経験を活かして、原子炉施設や放射線施設等の放射線安全確保に寄与する。

3. 研修・普及

放射線計測・放射線管理の技術者を育成する定期講座の開催及び放射線業務従事者の安全教育訓練・研修を行う。また、一般学生を含む幅広い層の人々を対象とした放射線計測に係る知識の普及活動を行う。

- イ. 放射線計測等に係る定期講座では、原子力・放射線利用の安全確保と知識の醸成に繋がる技術教育を行う。また、依頼元、受講者等の要望を的確に反映するとともに、社会的ニーズに即した講座内容の改善や充実を図る。
- ロ. 放射線障害防止法、原子炉等規制法等に基づく放射線業務従事者教育訓練、規制関連機関における放射線教育など、原子力・放射線利用の安全確保に不可欠な放射線安全研修を行う。
- ハ. 茨城県内の高等学校の教職員等を対象とした放射線教育を引き続き行う。また、福島原発事故及び原子力施設立地地域に関連した放射線（能）測定等に係る知識の普及活動を行う。
- ニ. 放射線計測専門家会合等を開催するとともに、放計協ニュースの発刊、学会や外部委員会等への参加などを通じて、放射線計測分野における情報の収集や発信を行う。

III. 事業の実施

事業の実施においては、放射線計測に係る技術力の維持・向上に努め、業務品質の一層の向上並びに利用者の要望への適確な対応を図る。また、事業の実施に不可欠な施設、設備等の利用についても、関連機関等の状況変化に対応しつつ、適切な業務環境の維持に努める。

さらに、法律及び定款に基づく法人経営をより効率的かつ確実に実施にするため、引き続き、規程等の充実、品質保証活動などを着実に進めるとともに、組織の継続的発展に必要な人的資源の安定確保や効果的な人員体制の構築を図る。